

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について（通知 10）

政府の全都道府県対象の緊急事態宣言、その後の福島県知事の記者会見での要請を受け、喜多方市では、4月23日（木）から5月6日（水）までを臨時休業とすることとしました。新年度が始まってわずか3週間目という中での臨時休業となってしまう、とても残念ですが、何よりも児童の健康・安全の確保、そして新型コロナウイルスの感染拡大阻止のために必要な措置であると受け止めたいものです。

保護者の皆様におかれましても、何かとご苦勞、ご心配をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 臨時休業期間 **令和2年4月23日（木）～5月6日（水）14日間**
- 2 休業期間中の過ごし方
 - (1) 生活について
 - 感染予防のための休業日です。油断なく、引き続き感染予防に努めましょう。

・こまめな手洗い	・換気	・咳エチケット	・アルコール消毒
・不要不急の外出の自粛		・「3密（密閉・密集・密接）」の回避	
・十分な栄養と睡眠の確保			
 - 別紙配付の「お休み中の健康観察カード」を使って、毎日の検温など健康観察を児童自身にも行わせてください。
仮に、発熱や咳、息苦しさ、強いだるさなどの症状が出た場合は、かかりつけ医に問い合わせるとともに、学校にも速やかに連絡下さるようお願いいたします。
 - テレビやネット、ゲームをする時間が多すぎないように児童自身で気をつけるようにさせてください。
 - 運動不足解消のため、自宅の庭や公園等でなわとびやジョギングなどをして積極的に体を動かしましょう。
なお、本校の校庭も開放します。（保護者の送迎及び「3密」回避に十分注意の上）
 - (2) 学習について
 - 自宅での学習の進め方については、**裏面**をご覧ください。
 - 別紙配付の「学習カード」を使って、学年の発達段階に応じて、計画・実行・反省をさせてください。（各学年で事前指導をしておきます。）
 - この機会に、読書にもじっくり取り組みましょう。
- 3 その他
 - (1) 家庭訪問について
 - 22日（水）から予定していた家庭訪問は、**感染防止のため中止**といたします。
 - 臨時休業終了後に、懇談希望内容を改めて文書にて確認をさせていただき、その後個別に文書や電話にて担任より回答させていただくこととします。
 - (2) 給食費について
 - 臨時休業を受け、今回は現金による返金を行わず、**徴収額の変更**での対応となります。詳細は、給食センターより後日ご連絡があります。
 - (3) 布製マスクについて
 - 本日、政府支給の布製マスクが届きましたので、配付いたします。
 - 一人2枚の支給ですが、1枚目が今回、2枚目は5月以降になるとのことです。
 - (4) 学校での児童受け入れについて
 - 下学年（1・2・3年）の児童クラブ未登録者で、休業中の居場所として①各家庭→②祖父母・親戚宅→③近隣等の家庭への依頼の順で調整しても預け先が見つからない場合、学校での受け入れを行います。その場合は、まずは電話でお問合せください。
 - (5) 「慶徳小安心・安全メール」送信について
 - 休業期間中でも、緊急の連絡等が必要な場合は、「安心・安全メール」にて送信します。ご確認をお願いいたします。
 - (6) その他、不明な点や要望等についてお気軽にお問合せください。 **TEL 22-1903**